

北海道個人情報保護条例の改正について（答申）

平成17年6月

北海道情報公開・個人情報保護審査会

答申に当たって

北海道情報公開・個人情報保護審査会は、北海道情報公開条例や北海道個人情報保護条例に基づく不服申立ての審議や両条例の運営に関する事項の調査審議、また、情報公開制度又は個人情報保護制度の在り方について審議を行うことを目的として、平成17年4月に知事の附属機関として設置された。

北海道個人情報保護条例（以下「条例」という。）は、平成6年10月に施行され、数度の改正を重ねて現在に至っているが、平成17年3月に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）等の制定にかんがみ、個人情報保護制度の更なる充実を図るため、実施機関に公安委員会及び警察本部長を加えること及び職員等を対象とした罰則を規定すること等、所要の改正が行われたところであるが、この罰則規定にかかわって、当審査会は、平成17年5月27日に知事から新たな対象者に関し、条例の改正について諮問を受け、同年6月2日から計3回審議を重ねた結果、ここに答申を出すに至ったところである。

この答申は、本道における個人情報保護制度の更なる充実を図ることを目的として、職員等を対象とした罰則に新たに公の施設の管理業務に従事する者（指定管理者の職員等）を加えることとし、条例の改正項目を検討し取りまとめたものであり、今後、道がこの答申の趣旨を十分踏まえて、速やかに条例改正に取り組み、道の個人情報保護制度が更に充実したものとなることを期待するものである。

平成17年6月17日

北海道情報公開・個人情報保護審査会
会長 中山 博之

目 次

指定管理者の役員及びその職員（公の施設の管理業務に従事する者）に係る個人情報保護条例の罰則の適用について

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 指定管理者に対する罰則の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 |
| 2 | 罰則の対象者について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 3 | 罰則の対象物について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 4 | 罰則の量刑について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 |

参考

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況・・・・・・・・ | 6 |
| 2 | 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿・・・・・・・・ | 6 |

1 指定管理者に対する罰則の適用について

公の施設の管理業務が、今後、指定管理者制度へと移行した場合、公の施設の管理業務に関して実施機関に準じた権限を持つ指定管理者にも、個人情報保護条例の罰則を適用することが適当である。

(説明)

公の施設の管理委託については、従来、その委託先を公共団体、公共的団体、第三セクターなどに限定し管理委託できることになっていたが、平成15年9月2日、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号。)が施行され、これまでの「管理委託制度」が改正され、新たに「指定管理者制度」が創設されたところであり、北海道では平成16年10月に「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」を制定し、平成18年4月1日から、現在、「管理委託制度」により公共団体などにその管理を委託している公の施設について、「指定管理者制度」を導入することとしている。

指定管理者は、その範囲について法律上特段の制限がないことから、民間企業やNPOなどを含む法人その他の団体が、議会の議決を経て指定され、公の施設の管理を行うこととなるが、これまでの「管理委託制度」による「管理受託者」と異なり、使用許可を含む施設の管理を行うなど、公の施設の設置責任者である北海道の代行者として機能することになる。

このように指定管理者は、北海道の代行者として機能するものであるが、一方で制度導入後も施設によっては北海道が直営で管理する施設がある実態を踏まえると、北海道の直営施設において、公の施設の管理業務にかかわって作成・取得した個人情報の保護を図るのと同様に、指定管理者においても、その業務に関して知り得た個人情報を保護することは極めて重要なことであり、北海道としては、公の施設の設置責任者であるという立場から、「指定管理者制度」の導入後においても、個人情報が適正に取り扱われるよう適切な対応を取らなければならない。

現行条例では、実施機関の職員若しくは職員であった者(以下「職員等」という。)に対しては、罰則規定を設けているが、個人情報の漏えい、紛失等の不祥事は、実施機関に限らず個人情報取扱事務の受託先で発生するものも全国的に見られ、また、取り扱われる個人情報は、公益性が高く、個人の秘密にかかわるものも含まれていることから、受託業務に従事している者(以下「受託業務従事者」という。)が個人情報を取り扱う際に求められる責務は、職員等が取り扱う場合と、何ら変わることはないことから、受託業務従事者に対しても、職員等が負うべき義務と同様の義務を課しているところである。

指定管理者が個人情報の漏えいや紛失等の行為を行った場合には、職員等や受託業務従事者が同様の行為を行った場合と比較して、被害の程度は何ら異なるものではないことから、指定管理者に対しても、同様に罰則を適用することが適当である。

2 罰則の対象者について

指定管理者に罰則を適用する場合、指定管理者の役員及び職員（役員及び職員であった者を含む。）を対象者とすることが適当である。

（説明）

- (1) 現行条例では、職員等又は受託業務従事者が罰則の対象者であるが、この職員等には、知事以下すべての職員が含まれており、また、受託業務従事者には、アルバイトや派遣社員等、雇用形態にかかわらず当該受託業務に従事しているすべての者が含まれている。

このことから、指定管理者に罰則を適用することとした場合、公の施設の管理業務に従事する指定管理者の役員及び職員（役員及び職員であった者を含む。以下「指定管理者の職員等」という。）を対象者とすることが適当である。

- (2) 指定管理者の職員等に対する罰則のほか、当該職員等を雇用する法人等に対する罰則の適用、いわゆる両罰規定についてであるが、これについては、平成16年6月の北海道個人情報保護審査会の答申において、受託業務従事者に対する罰則規定について、検討課題とされているところであり、指定管理者においても、今後、検討すべきと考える。

なお、その際には、指定管理者は、法令及び協定に違反した場合、指定の取り消しという社会的な制裁を負うことになることから、指定管理者の職員等が行った罰則対象行為について、法人等の責任を何処まで負わせるべきかなどの問題点の精査を行い、また、他都府県における罰則規定の動向を充分踏まえる必要があると考える。

3 罰則の対象物について

指定管理者の職員等に対して罰則を適用する場合、その罰則の対象物については、指定管理者がその施設の管理業務に関して作成・取得した文書で、指定管理者が組織的に管理している文書に記録された個人情報とすることが適当である。

(説明)

現行条例では、職員等又は受託業務従事者に対する罰則規定の対象物を、「個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索できるように体系的に構成したもの」や「業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報」と定義しており、いずれも公文書に記録された個人情報が対象物となっている。

指定管理者の職員等に適用する罰則の対象物を検討するに当たっては、以下のことについて考慮する必要がある。

指定管理者が公文書を取り扱うことは、公の施設の管理業務の必要に応じて、例外的に実施機関から公文書を提供（貸与）される場合以外は、ほとんどないと考えられること。

「1 指定管理者に対する罰則の適用」で述べたとおり、北海道の直営施設においては、公の施設の管理業務にかかわって作成・取得した公文書に記録されている個人情報が現行条例の罰則の対象物となっていること。

このことから、指定管理者の職員等に適用する罰則の対象物については、公の施設の管理業務に関して指定管理者が作成・取得した文書で、指定管理者が組織的に用いるものとして管理している文書（以下「指定管理者が管理している文書」という。）に記録された個人情報とすることが適当である。

参考

北海道個人情報保護条例

第5章 罰則

第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第58条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

4 罰則の量刑について

指定管理者の職員等が現行条例の罰則規定の対象となる行為を行った場合、現行条例に規定されている量刑と同様とすることが適当である。

(説明)

- (1) 個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者が管理している文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を用いて電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を正当な理由なく提供した指定管理者の職員等への罰則

個人の秘密に属する事項が記録された公文書のうち、特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した公文書は、他の公文書と比べて、第三者へ正当な理由なく提供された場合、個人に与える被害は甚大なものとなり、また、それに伴う社会的な影響も大きい。

現行条例では、職員等又は受託業務従事者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものを提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処すると規定している。

指定管理者の職員等が同様の行為を行った場合であっても、職員等や受託業務従事者が行った場合と比較して、被害の程度は何ら異なるものではないことから、指定管理者の職員等に対しても、同様の量刑を科すのが適当である。

- (2) 自己等の不正な利益を図る目的で指定管理者が管理している文書に記録されている個人情報を提供・盗用した指定管理者の職員等への罰則

業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為は、その個人情報が秘密であるか否かにかかわらず、個人情報保護制度に違反するだけでなく、道民の道政に対する信用を著しく損なうものである。

現行条例では、職員等又は受託業務従事者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定している。

指定管理者の職員等が同様の行為を行った場合であっても、職員等や受託業務従事者が行った場合と比較して、被害の程度は何ら異なるものではないことから、指定管理者の職員等に対しても、同様の量刑を科すのが適当である。

(3) その他

ア 個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者が管理している文書のうち、上記(1)以外のものを正当な理由なく提供した場合

個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者が管理している文書のうち、上記(1)における「一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」以外のものであっても、正当な理由なく提供された場合、その被害は上記(1)の場合と比べても、何ら変わるものではない。

このことについては、既に平成16年6月の北海道個人情報保護審査会の答申において、職員等のみならず、受託業務従事者も含め罰則規定について検討課題とされているところであり、指定管理者の職員等についても、今後、検討すべきと考える。

イ 公の施設の管理業務に関して知り得た個人の秘密に属する個人情報（指定管理者が管理している文書に記録されているものを除く。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合

現行条例における罰則規定は、基本的に公文書に記録された個人情報を対象としており、個人の秘密に属する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合における罰則規定はなく、仮にこのような行為を行った場合には、職員等については、地方公務員法の守秘義務違反に問われる可能性があるものの、指定管理者の職員等が同様の行為をした場合にはこの規定は及ばない。

しかしながら、指定管理者の職員等が公の施設の管理業務に関して知り得た個人の秘密に属する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合の被害は、職員等の場合と何ら異なるものではなく、個人情報の保護という観点からは均衡を欠くと言わざるを得ない。

このことから、指定管理者の職員等が公の施設の管理業務に関して知り得た個人の秘密に属する個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した場合の罰則規定については、職員等に適用となる地方公務員法の守秘義務違反の量刑との均衡を考慮し、また、他都府県における罰則規定の動向を踏まえながら、今後、検討すべきと考える。

なお、このことについては、受託業務従事者も同様の取り扱いが必要となることに配慮する必要がある。

参 考

1 北海道情報公開・個人情報保護審査会の審議状況

| 日 程 | 審 議 内 容 |
|-------|---|
| 5月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・知事から審査会への諮問 ・諮問項目の説明 ・特別部会へ付託 |
| 6月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・審議 「指定管理者の役員及びその職員（公の施設の管理業務に従事する者）に係る個人情報保護条例の罰則の適用について」 <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者に対する罰則の適用について ・罰則の対象者について ・罰則の対象物について |
| 6月8日 | <ul style="list-style-type: none"> ・審議 「指定管理者の役員及びその職員（公の施設の管理業務に従事する者）に係る個人情報保護条例の罰則の適用について」 <ul style="list-style-type: none"> ・罰則の対象物について ・罰則の量刑について ・答申案素案について |
| 6月16日 | <ul style="list-style-type: none"> ・答申案について審議 |
| 6月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・答申案決定 |

2 北海道情報公開・個人情報保護審査会の委員名簿（平成17年5月27日現在）

（五十音順）

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|-----------|-------------------|-----|
| 織 田 有 基 子 | 北海学園大学法学部教授 | |
| 白 取 祐 司 | 北海道大学大学院法学研究科教授 | |
| 竹 田 恒 規 | 北星学園大学経済学部経済法学科講師 | |
| 田 端 綾 子 | 弁護士 | |
| 中 嶋 恭 介 | 弁護士 | |
| 中 山 博 之 | 弁護士 | 会長 |
| 新 山 一 範 | 北海学園大学法学部教授 | |
| 本 城 孝 一 | 弁護士 | 副会長 |
| 村 川 亘 | 株式会社エフエム北海道常勤監査役 | |
| 吉 川 正 也 | 弁護士 | |